「たばこ」は
町内で買いましょう

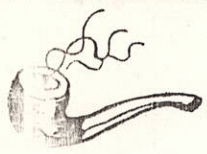

人の動き

昭和四十四年八月末現在

総世帯数	二、一八五
総人口	八、五八四
出生	九
死亡	三
転出	五五
転入	二〇

印刷所 大登印刷所

広報 みさき

発行所 愛媛県 三崎町役場
編集 三崎町役場 総務課

◇広報をみんながよんでよい暮し◇

納期のお知らせ

11月

国民健康保険税 第4期
納期限 11月末日

完納で町が栄えて国が富む

第4号 S.44.11/5

三崎町財政事情の作製及び公表に関する条例（昭和31年条例第13号）により昭和44年度の4月1日から9月30日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

昭和44年11月1日

三崎町長 加藤安五郎

1. 一般会計の収入及び支出の状況

(1) 歳入

区分	予算現額	収入済額	収入割合
1. 町税	24,417,000円	13,338,219円	54.6%
2. 自動車取得税交付金	1,850,000	928,000	50.2
3. 交通安全対策特別交付金	1,000	0	0
4. 地方交付税	159,849,000	110,043,000	68.8
5. 分担金及び負担金	4,001,000	1,493,138	37.3
6. 使用料及び手数料	2,482,000	1,285,320	51.8
7. 国庫支出金	26,433,000	3,242,000	12.3
8. 県支出金	44,158,000	2,997,779	6.8
9. 財産収入	238,000	442,190	185.8
10. 寄附金	715,000	304,000	42.5
11. 繰入金	57,000	0	0
12. 繰越金	4,644,000	4,644'714	100.0
13. 諸収入	1,397,000	655,324	46.9
14. 町債	64,330,000	300,000	0.5
歳入合計	334,572,000	139,673,684	41.7

(2) 歳出

区分	予算現額	支出済額	支出割合
1. 議会費	7,613,000円	3,768,092円	49.5%
2. 総務費	53,162,000	27,472,301	51.7
3. 民生費	23,391,000	9,507,748	40.6
4. 衛生費	20,425,000	3,883,341	19.0
5. 労働費	7,694,000	3,018,191	39.2
6. 農林水産業費	67,504,000	20,571,912	30.5
7. 商工費	2,494,000	1,628,112	65.3
8. 土木費	46,473,000	7,844,740	16.9
9. 消防費	9,562,000	5,327,155	55.7
10. 教育費	32,267,000	14,863,493	46.1
11. 災害復旧費	23,505,000	5,421,845	23.1
12. 公債費	40,240,000	19,699,218	49.0
15. 予備費	242,000	0	0
歳出合計	334,572,000	123,006,148	36.8

2. 町税の収入状況

区分	予算額	調定額	収入済額
町民税	6,839千円	7,787千円	3,574千円
固定資産税	8,542	10,097	4,108
軽自動車税	795	839	593
たばこ消費税	6,560	3,851	3,851
電気ガス税	1,680	1,038	1,038
木材引取税	1	0	0
計	24,417	23,612	13,164

3. 地方債現在高の状況

区分	43年度末現在高	44年9月末までの親規起債借入額	44年9月末までの元金償還額	44年9月末現在高
1. 普通債	207,721千円	0千円	4,371千円	203,350千円
(1) 教育債	63,873	0	537	63,336
(2) 消防債	4,575	0	775	3,800
(3) 衛生債	12,250	0	543	11,707
(4) 土木債	81,236	0	1,304	79,932
(5) 農林水産債	30,034	0	574	29,460
(6) 住宅労働債	616	0	26	590
(7) 公営企業債	10,939	0	407	10,532
(8) その他債	4,198	0	205	3,993
2. 災害復旧債	27,885	0	1,401	26,484
(1) 補助災害債	16,415	0	577	15,838
(2) 単独災害債	11,470	0	824	10,646
3. その他債	77,734	300	4,479	73,555
(1) 一時借入金債	52,392	0	2,314	50,078
(2) 税外債	10,742	300	1,093	9,949
(3) 公営企業債	14,600	0	1,072	13,528
合計	313,340	300	10,251	303,389

4. 一時借入金の借入先別現在高の状況

借入先	金額	利率
郵政省	20,000千円	日歩1銭8厘

5. 町有財産の状況

財産の区分	昭和43年度末現在高	昭和44年9月末までの増減高	昭和44年9月末現在高
1. 公有財産	㎡	㎡	㎡
(1) 土地	63,617.3	0	63,617.3
(2) 建物			
木造	16,061.3	0	16,061.3
非木造	4,283.9	0	4,283.9
(3) 雑地	193,753.3	0	193,753.3
(4) 池沼	16.5	0	16.5
(5) 雑地（部落名）	277,982.1	0	277,982.1
(6) 宅地（〃）	1,292.6	0	1,292.6
(7) 畑（〃）	877.8	0	877.8
(8) 池（〃）	52,839.6	0	52,839.6
2. 債権	1,836,900円	30,000円	1,866,900円
3. 基金			
(1) 財政調整基金	4,569,995円	130,005円	4,700,000
(2) 物品調達基金	500,000	0	500,000
(3) 国民年金印紙購入基金	0	600,000	600,000

【一面へ続く】

八西消防操法競技大会
三崎町にて開催
第十分団 訓練、また訓練、遂に優勝

九月七日、八西消防連合会主催による、第九回消防操法競技大会が、当町で開催された。この日を待ちかねた八幡浜市と郡下五町村の精鋭チームは（可搬六、自動車八）準備された会場小中高グランドに続々とつめかけ、開会三〇分前には全員集合を終った。

午前九時三〇分、人員点呼、開会の辞、国旗掲揚優勝旗返還、大会長挨拶、につづいて来賓祝辞として地元を代表して、加藤町長の祝辞が述べられた後、三崎町消防団第十分団指揮者橋本茂部長、選手一同を代表して力強く宣誓し、ついで競技上の注意、出場順位抽選があり、可搬動力ポンプの部より競技が展開された。

当日はあいにくと、ときおりの秋雨が降る天候であったが競技には支障がなく各チームともに見事な演技が行なわれ観衆も感嘆の声や拍手を送っていた。

午後二時三〇分には、全競技を終了し、審査会議の結果、可搬動力ポンプの部において、第十分団（二名津）が優勝、そして優勝旗が授与され、県大会に出場することになった。また自動車（軽量吸管）の部で出場した本部団は僅かの差でおしくも第二位優勝を逸した。

入勝チームは次のとおり

可搬の部

一位 三崎町消防団 第十分団
二位 八幡浜市舌田分団
三位 瀬戸町第六分団

自動車（軽量）の部

一位 八幡浜市真穴分団
二位 三崎町本部分団
三位 三瓶町浜分団

郡大会終る

郡大会で優勝した第十分団（二名津）は九月二六日松山市東雲短大グランドで開催された第六回愛媛県消防操法競技大会に、出場した県下十一地区別、可搬動力ポンプの部で十四チームが参加したが予選を勝ち抜いてきただけに操作の要領及び動作の正確さは甲乙つけがたく、内容のある大会に終った。午後一時五〇分には全競技が終了し、審査の結果、第十分団（二名津）は、合計得点二百十一点で六位上位入勝は出きなかった。

郡大会で優勝した第10分団

第四回 臨時町議会開催

九月五日、第四回三崎町臨時町議会を閉催、当日の議案第三十九号三崎町土地造成工事の請負契約締結についてを提出し、同日原案通り可決承認されました。

内訳は、次の通りである

昭和四十四年八月二十九日、指名競争入札に付した三崎町土地造成工事について、左記の通り請負契約の締結をいたしたく、地方自治法第九十六条第一項第五項の規定により議会の議決を求める。

記

一、契約の目的
三崎町土地造成工事
二、契約の方法
指名競争入札
三、契約金額
壱千参百五拾五萬円也
四、契約の相手方
八幡浜市大黒町一丁目
千四百七拾弐番地の九
堀田建設株式会社
代表者 代表取締役
堀田島太郎
代理人 西宇和郡三崎町
三崎百拾参番地
堀田建設株式会社
三崎支店
代表取締役支店長
中村祐記
五、工期
契約の日から昭和四十五年二月二十八日まで

第三回 定例町議会開催
—教育委員に中川次雄氏を任命—

九月二十五日、三崎町生活学級、学級生（三崎町婦人会）約五十名の傍聴するなかで、第三回三崎町議会定例会を開催、三崎町教育委員に中川次雄氏を任命議会の同意を求める等、三崎町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを提出し、同日原案通り可決承認されました。

当日の議案は、次のとおりです。

議案第四十号 三崎町青少年問題協議会設置条例の制定について
議案第四十一号 昭和四十三年度三崎町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
議案第四十二号 昭和四十四年度三崎町一般会計補正予算（第三号）の制定について
議案第四十三号 昭和四十四年度三崎町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の制定について
議案第四十四号 三崎町の区域内にあらたに生じた土地の確認について
議案第四十五号 三崎町道路線の認定について
議案第四十六号 教育委員会委員の任命について
議案第四十七号 監査委員の選任について
（当日追加議案）
議案第四十八号 公有水面埋立の諮問に対する答申について
教育委員浜永与十郎氏（明神）の九月三十日任期満了により中川次雄氏（二名津）が任命された、監査委員には、十月三十日任期満によるもので上田重吉氏（三崎）が再選された。

給水車による給水開始！
節水に御協力を！

長期に亘り雨が降らないため、地理的条件に恵まれない当町の水道の水源地は水がなくなり断水、時間給水をしている地区が数多くなり、皆さんに御迷惑をおかけしておりますが、時期的にみて給水が充分できる雨量は期待できず長期にわたって節水を余儀なくされるのではないかと思われます。

町として、飲料水確保のため最善を尽しており全く断水となった、西部地区に対して給水車による給水を九月二十五日より開始しましたが長期化に備へて以上の節水に御協力下さい。

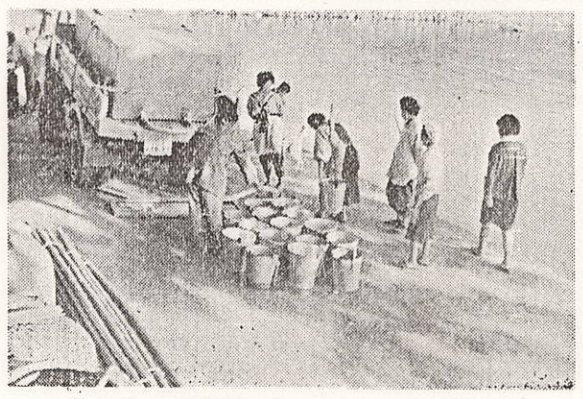

水に泣く正野地区住民に配給する町の配水車

串の〝海士〟テレビで全国に紹介
＝放送日11月26日午後10時、南海放送他＝

日本テレビをキーステーション列島探検」というタイトルで記録映画が放送されておりますが来る十一月二十六日午後十時より三十分間四十五年二月三十一日までの間に申請をしなかった場合には、時効により支給されないことになっております。

当町串周辺の海士の実態をとらえた記録映画「海にすむ男たち」が放送されます。当町でみられる放送局は南海放送、山口放送、広島テレビです是非ご覧下さい。

なお、NHKで毎週木曜に放送されておりますふるさとの歌まつりが十二月中旬に八幡浜市で開催することになりました。

したがって佐田岬半島一帯の郷土芸能の紹介も予定されており、当町からも何にか紹介するよう依頼されております。放送日は来年二月の予定です。

町民課だより
引揚者の特別給付金申請はすみましたか

（町民課福祉係）

引揚者の特別給付金を受けることができる資格者と思われる方は、外地での在外期間が一年以上あり生活の本拠をもっていた者で、終戦後引揚げてこられた者及び戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により終戦日前に引揚げたものとなっています。

この特別給付金は、昭和

該当する人でまだ手続きのすんでない方は、早速手続きをしてください。

なお申請に必要な用紙は役場町民課に備えております。

体力つくりのつどい（セミナー）開設
十一月九日二〇〇人動員

私達すべての人々のねがいである「健康な生活」に欠くことのできない健康と体力の増強をはかるため、地域社会あるいは家庭において、保健、栄養の改善、体育レクリエーションの普及など健康体力つくりについて、住民ひとりひとりが日常生活の中にとり入れ実践するよう体力つくりのつどいを、主唱、体力つくり愛媛県民協議会、主催、愛媛県、開設市町村（三崎町）開設市町村教育委員会（三崎町教育委員会）によって住民を対象に十一月九日（日曜日）別記日程により開催することとなりましたのでご希望の方は運動のできる服装でご参集下さいますようお知らせします。

開設日時、場所

一、昭和四十四年十一月九日、九時三十分より
一、三崎町三崎高校講堂、三崎小中高校グランド

参加者の概要

農場職員四十名、小中教職員四十名、農協職員十名、漁協職員五名、郵局職員十五名、婦人会五名、青年団三十名 その一般住民

行事の内容

九時三十分 開会式
十時 体力つくりのための食生活講話 栄養診断
十一時 手軽な体操（実指導）
十二時 昼食
十二時三十分 血圧測定
十三時 歩るこう（往復Km三十才未満）
体力テスト（三才以上）
十五時三十分 閉会式

体力つくりのための食生活講話栄養診断の講師

愛大農学部教授 品川孝雄先
手軽な体操、講師 松山商科大学教授 田辺義治先

【一面からの続き】

昭和44年度国民健康保険特別会計

(1) 事業勘定予算執行状況

（歳　入）　44.9.30現在

款	予算現額	収入済額	収入割合
国民健康保険税	30,758,000円	7,581,240円	24.6
使用料及手数料	51,000	1,000	2.0
支出金	74,567,000	24,229,000	32.5
繰入金	747,000	0	0
繰越金	5,439,000	5,439,774	100.0
諸収入	55,000	81,015	147.3
計	111,617,000	37,332,029	33.4

（歳　出）

款	予算現額	支出済額	支払割合
総務費	7,375,000	3,340,251円	45.3
保険給付費	95,641,000	28,580,068	29.9
公衆衛生施設費	1,394,000	567,735	40.7
諸支出金	462,000	0	0
予備費	10,000	0	0
計	6,735,000	0	0
	111,617,000	32,488,054	29.1

(2) 施設勘定予算執行状況

（歳　入）　44.9.30現在

款	予算現額	収入済額	収入割合
診療収入	77,707,000円	28,569,071円	36.8
使用料及び手数料	182,000	107,940	59.3
繰越金	4,774,000	4,774,593	100.0
諸収入	498,000	135,835	27.3
翌年度歳入繰上充用金	29,902,000	0	0
計	113,063,000	33,587,439	29.7

（歳　出）

款	予算現額	支出済額	収入割合
総務費	46,325,000円	22,145,210円	47.8
医療施設費	35,993,000	14,441,362	40.1
公債費	605,000	483,235	79.9
繰上充用金	2,036,000	1,192,457	58.6
予備費	23,300,000	23,299,397	100.0
計	4,804,000	0	0
	113,063,000	61,561,661	54.4

第八回 愛媛老人大学「三崎教室」開かれる！

愛媛老人大学三崎教室

時　昭和四十四年九月二十六日～二十七日
所　三崎町農事センター
加者　三崎町　二三六名
八幡浜市　四七名
保内町　一七名
伊方町　二四名
瀬戸町　二〇名
三瓶町　二〇名

老人クラブ員が気楽に一堂に会し、集団の場を通じ教養の向上と新しい世代との調和を図ることの必要性を体得する機会を与え、自らの健康の増進に努めるとともに、あわせて老人クラブ活動の促進を図りました。

第一日目は法律、健康管理、交通安全の講座

第二日目は社会時事、精神修養、趣味、娯楽、昼食時には婦人会及び各クラブ員のレクリエーションがあり笑いと拍手の中に盛大を極めて二日間の日程を終え修了証書を各人に授与されました。

敬老の日　行事
地区別に実施さる！

九月十五日各部落一斉に敬老の日を記念して七十才以上の老人を慰安しました。

VYS　区長、婦人会、青年団、保育園、の御協力により多彩な催し物を行い有意義な敬老会をしました。

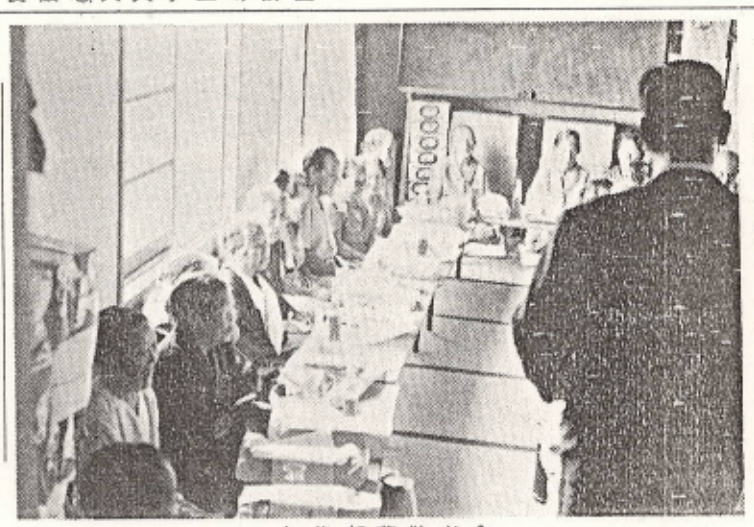
与侈部落敬老会

郵便局だより！

〔郵　便〕

お年玉つき年賀はがきの発売

昭和四十五年用お年玉つき年賀はがきは、一六億枚を十一月五日から全国いっせいに売り出します。

このうち、五億枚につけた一円の寄付金はことしも社会福祉事業団体、風水害・震災等非常災害による被災者の救助に当る団体、ガン・結核・小児マヒ等の学術研究・治療を行なう団体、原爆被爆者の治療・援助を行なう団体、および交通事故・水難に際して人命の応急的な救助を行なう団体を対象として贈られることになっています。

年賀はがきの差し出し準備を

十一月五日に年賀はがきが発売になり、年賀はがきの準備をする方も多いと思われますが、次のことに注意して準備するようお願いします。

(1) 暑中見舞状や転居のあいさつ状、郵便番号簿により住所録を整理し、現行にしておくこと。

(2) 年賀はがきを印刷したり版画で書いて出す方は、早目に手配しておくこと。

なお、その際自分の住所の郵便番号を記入することをお忘れないこと。

(3) ことし中に転居し、まだ郵便局に転居届を出していない方は、早目に旧住所の受持郵便局へ出しておくこと。

(4) ことし中に新住居表示制度の実施された地域、または近く実施される予定の地域に住[illegible]している方は年賀はがきの中にその旨を付記すること。

(5) 遅くとも十二月二十二日ごろまでには郵便局へ差し出せるよう、スケジュールをたてておくこと。

〔貯　金〕

明るく豊かな家庭をつくる郵便貯金

郵便局の「年末年始郵便貯金増強運動」

郵政省では、十一月一日から明年一月三十一日までの三か月間「年末年始郵便貯金増強運動」を実施します。

サラリーマン家庭のボーナスや臨時収入、農業の収穫代金、商工業の売上げ代金など、大切なお金がさとまってはいるこの機会に、利子の高い郵便貯金にお預けになって、計画的な財産づくりを実せんされてはいかがでしょうか。郵便局はあなたの明るく豊かな家庭づくりのお手伝をいたします。

また、お預けになった郵便貯金は、国の財政投融資計画の重要な資金として、住みよい町づくり、国づくりのため―学校、病院、上下水道、道路、港湾などの建設、整備など、生活に身近かなところに使われています。

郵便貯金は、あなたの個人的経済を豊かにするとともに、このように社会的な福祉資金として、二重の大きな働きをしています。

三崎郵便局長
二名津郵便局長
串郵便局長

漁協とこれから
（組合報告三）

三崎漁業協同組合

以上二回の広報で現在日本経済社会の中の漁業の置かれた位置の大略をお知らせしたのですが、皆さんお分りのように三崎漁業協同組合の位置は、どのようなものかを報告したいと思います。

先づここ十年の水揚（生産高）の推移は次表のとおり

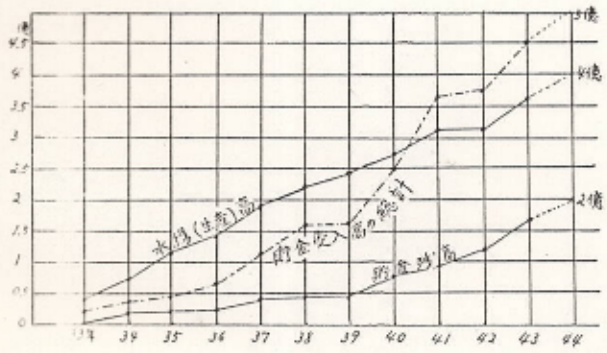

日本経済の伸びは年平均七～一二％と云われるが上表で見るとおり、三崎漁業協同組合全体の伸びは一〇年間平均し七六％つまり七、六倍となっていると云うことです。これは就業人口の減、漁船の近代化、漁場の拡大、漁法の改良、価格の上昇等の要因の中での実績で、即ち前二回で述べた都市勤労者所得に追いつく段階を進んでいると云えます。

今後この生産の伸張はいつまで続くのか、どうなるかを具体的に考えて見よう。

1 まず水揚された鮮魚介類の見通しはどうなのか。

以上、三崎漁業協同組合の水揚の伸びと産地市場価格の伸びの間に尚五〇％の差が組合員の魚獲努力と云えましょう。

2 金融事情について

上記の生産伸張をささえた漁船の近代化は、今まで近代化資金として年三分五厘で供給され組合は漁船の建造を行って来ました。

前表でお分かりのように組合の自己資金でも或る程度まかなえますが、金利の関係でどうしても低金利の資金を使うことになる。

ところが低金利の金は系統金融機関を通じて借入れるが、その借入の条件は、組合の貯金が基礎となる。つまり、いくらこう云う制度で出たら、貯金しない組合には制度利用ができない。

政府や県はこう云う制度を作り利子の安い金を貸し一方その条件として貯金をふやしなさいと云うことなのであります。

漁協貯金は全国で二、〇〇〇億円を越えました。水揚高に比べてまだまだ伸ばし今後の漁業に対応する資金借入の力を伸ばさなければなりません。

ところが今度三分五厘の低金利資金の供給制度がなくなって新らしく漁業近代化資金制度が本年より発足いたします。その資金は次のようなものです。

イ、借入する船の大さ

二〇トン以下の漁船は年六分、二〇トン償還期限二〇年（据置三年）

ロ、一借入者当り貸付限度

二〇トン以上　一、〇〇〇万円

二〇トン以下　一、〇〇〇万円

組合施設　一億円

これ等の資金の借入については計画さえ良ければ当組合は殆んど希望どおりの額を借入れする資格をもっておりますので、今後組合員皆さんの生産向上のための漁業近代化と取組むことになりましょう。　続く

食料品物価指数（都市）（35年＝100）

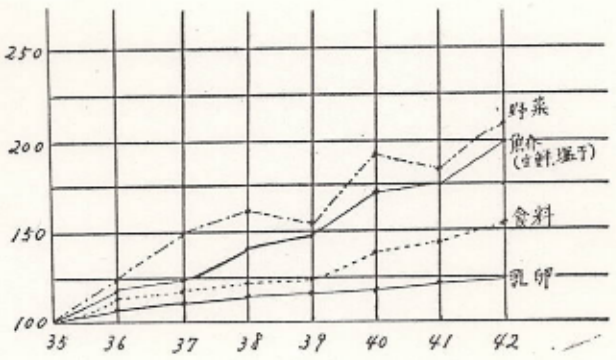

水産物産地市場価格指数の働き（35年＝100）

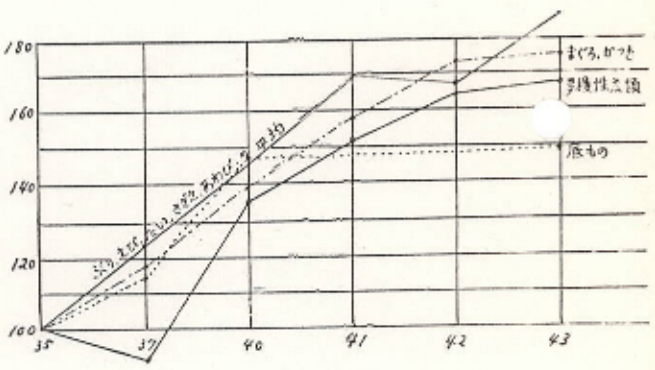

インフルエンザの流行に備えて！
予防接種を受けましょう

気温の低下に伴って、インフルエンザ（流行性感冒）の流行期がやってきました。

昨年の冬から今年の春にかけて、全国的に大流行したインフルエンザは、県下でも猛威をふるい、特に保育所、幼稚園、小中学校などでは休校（休園）学年（学級）閉鎖が続出し、インフルエンザにかかった園児児童、生徒は約一万三千人にも達しました。

インフルエンザは「かぜ」と症状がよく似ておりますが、他の「かぜ」より悪性で症状が強くでます。例えば、鼻汁、咳、痰、高熱、頭痛、筋肉や関節のいたみ倦怠感、食欲不振など全身にわたっての症状がおきます。

普通の人ならこのくらいの症状に耐えてゆけますが老人、乳幼児、病弱者などですと肺炎を併発して死亡[illegible]ことがあります。たかが「かぜ」くらいと思ってそのまま素人療法を行なうことは危険ですから、医師の診察を受けて正しい治療をすることが大切です。

インフルエンザは体の抵抗力の弱ったときにウイルスの活動を強めて病気になるものですからふだんから抵抗力を十分つけておくように、一人一人が健康に心がけ、次のことに気をつけてインフルエンザにかからないようにしましょう。

1 予防接種をうけること。
2 冷水、乾布まさつにより、皮ふをきたえること。
3 温度の変化に気をつけること。
4 過ざめ、うたたねに用心すること。
5 ウガイを励行すること。
6 不節制をしないこと。
7 栄養をとること。特に脂肪分や動物性蛋白質、ビタミンCをとること。
8 汗のあと始末をすること
9 厚着をしないこと。
10 夜の外出、特に混雑する場所はさけること外出するときは必ずマスクをすること。

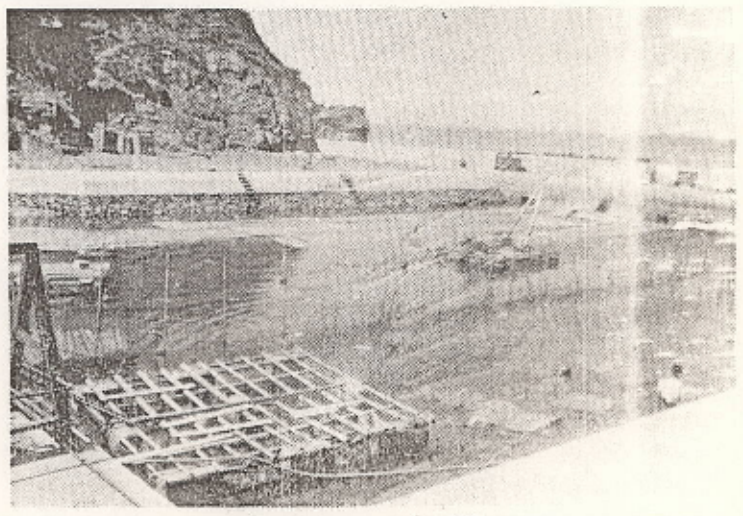
稼動中の蓄養池

選挙だより！

公職選挙法一部改正後の届出による選挙人名簿の登録を行なった（九月十日登録）名簿の閲覧を十一月十日から各部落の左記のところで閲覧していただくことになりました。

閲覧場所

三崎（役場）　ナダ、サ
ユバヤ、高浦、佐田（区宅）　大佐田、名取、釜
（農協支所）　二名津（漁
場出張所）　井野浦（漁
支所）　与侈、串、正野
松、明神、平碆（部落事
所）

＜生まれた人＞

ご出生おめでとうございます

昭和四十四年八月一
九月三十

父　続霸　児

＜なくなった人＞

ご死去を心からお悔やみ申し上げま

昭和四十四年八月一
九月三十

死亡者　年令　住